

(別 紙)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書（案）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」は、2012年10月1日の施行から9年が経過した。

障害者に対する虐待は障害者の尊厳を損なうものであり、いかなる時いかなる場所であっても断じて許すことはできない。

障害者虐待防止法の対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされている。障害者手帳を取得していない場合も含まれ、本人の「自覚」は問われない。

法律の施行により、障害者虐待の防止に関する理解は着実に進み、相談・通報件数は年々増加傾向にある。しかし昨年には、神戸市内の精神科病院における看護師らによる患者への卑劣な集団虐待事件の発覚に端を発し、恒常的な虐待が明らかになるなど、看過できない痛ましい障害者虐待事件がいまだに発生している。これらを防止するためには、虐待発見時における市区町村への通報義務が欠かせないが、現行の対象は養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による障害者虐待であり、医療機関従事者等による障害者虐待は対象となっていない。

よって、国においては、障害者虐待防止法を改正し、障害当事者の人権に配慮し、医療行為と虐待行為を区別できるよう環境整備に努め、虐待発見時の市区町村への通報義務の対象に、医療機関従事者等による障害者虐待を加えるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月 日  
高 松 市 議 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

宛